

しが水素拠点形成コンソーシアム設置要領

（目的および設置）

第1条 2050年カーボンニュートラルに向け、政府はグリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）を通じて、エネルギー安定供給、経済成長・国際的な産業競争力強化、そして脱炭素の三つを同時に実現することを目指している。こうした分野におけるGXを進めるためには低炭素水素等の活用を促進することが不可欠とされており、我が国における低炭素水素等の供給および利用を早期に促進することとされている。

本県は全国有数の内陸工業県であること、また、近畿・東海・北陸の中間に位置する交通の要衝であることから、内陸県の中でも水素の需要集積が見込まれる地域と考えられる。政府の動きや本県の特徴を踏まえた水素等サプライチェーン構築に資するプロジェクトの組成を図るため、しが水素拠点形成コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

（取組内容）

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- （1）水素等サプライチェーン構築に関する情報収集や意見交換
- （2）水素等サプライチェーン構築に関する周辺地域との連携の模索
- （3）本県で水素等利活用を果たしていくための課題や展望の整理
- （4）その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な事項

（会員およびオブザーバー）

第3条 コンソーシアムは、次の各号に定めるものにより構成する。

（1）会員

コンソーシアムの目的に賛同し、滋賀県の水素等サプライチェーン構築に関心のある企業、団体、学術研究機関および自治体等

（2）オブザーバー

コンソーシアムの目的達成のため、助言および連携の模索等を行うことができる団体および行政機関等

（事務局）

第4条 滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課に事務局を置く。

（入退会等）

第5条 コンソーシアムに会員およびオブザーバーとして入会を希望する者は、

別紙入会申込書（以下「申込書」という。）を事務局に提出するものとする。

2 会員およびオブザーバーで退会を希望する者は、事前に理由を事務局に届け出るものとする。

3 会員およびオブザーバーは、申込書に記載された内容に変更があったときは、速やかにその旨を事務局に届け出るものとする。

4 会員およびオブザーバーが次の各号いずれかに該当するものと認められるときは、これを除名することができる。

（1）コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき

（2）本要領を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

（会費）

第6条 入会金および年会費は不要とする。

（情報の取扱い）

第7条 コンソーシアムにおいて、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間等において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 コンソーシアムにおいて、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間等において、別途秘密保持契約等を締結し、当該開示情報の取扱いを定めることを原則とする。

（分科会等）

第8条 コンソーシアムには、必要に応じ分科会等を設けることができる。

（1）分科会等の設置は、その目的、期間等を参加希望する会員で協議した後、参加希望する会員の合意により行う。

（2）分科会等には、参加する事業者等の代表を置き、会議等の進行およびコンソーシアムへの報告を行う。

（3）分科会等は設置期間の満了または会員の協議により、設置を終了する。

（補則）

第9条 本要領の定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は事務局が別に定めることができる。

附則

この要領は、令和7年3月14日から施行する。